

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2第1項の規定より除去した違法放置等物件を同条第2項の規定より保管したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年12月6日

寒川町長 木村俊雄

1 保管した違法放置物件の名称又は種類、形状及び数量

- (1) 名称又は種類 2輪の軽自動車
- (2) 形状 カワサキ ZR250B 型（登録番号 1湘南さ3815）
- (3) 数量 1台

2 保管した違法放置物件の放置されていた場所及びその違法放置物件を除却した日時

- (1) 放置されていた場所 高座郡寒川町田端1480番8地先
- (2) 除去した日時 平成29年12月6日午後16時00分

3 その違法放置物件の保管を始めた日時及び保管の場所

- (1) 保管を始めた日時 平成29年12月6日午後16時30分
- (2) 保管の場所 高座郡寒川町岡田・・・・・・・・岡田資材置き場

4 返還事務を行う場所及び期間

- (1) 場所 高座郡寒川町宮山165番地 寒川町役場道路課
- (2) 期間 この公告の日から平成30年月1月12日まで（寒川町の休日を定める条例（平成元年条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 問い合わせ先 高座郡寒川町宮山165番地寒川町役場道路課管理担当

電話 0467-74-1111